

※「新規申請」は、この旧要領を使ってください。

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

静岡県木材協同組合連合会

平成 24 年 10 月 24 日 作成

平成 24 年 11 月 1 日 公表

第一 目的

本実施要領は、静岡県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）が平成 24 年 10 月 24 日に作成し、11 月 1 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成 24 年 6 月 18 日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、「県木連の組合員を対象」とし、非組合員の認定については必要があれば別に定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、【様式 1-1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を、【別表】で定める「認定手数料」、「管理事務費」とともに、単位木協を経由して県木連に提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 県木連は、認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。なお、審査委員会の職務、委員構成ならびに委嘱等の詳細は、別に定める。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 県木連は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他のバイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他のバイオマスが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳票管理）

- ③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を 5 年間保存すること。

（責任者の選任）

- ⑤ 本取組の責任者が 1 名以上選任されていること。

（事業者研修会）

- ⑥ 認定期間内に 1 回以上受講すること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木連は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【様式2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、県木連認定番号、認定年月日を当県木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年とする。
ただし、有効期間満了前の者にあつては、認定日に関わらず直近の定期更新期に満了するものとする。
なお、第1回目の有効期間は、平成25年12月31日までとする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に県木連認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【様式3】とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【様式4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、県木連へ報告する。
- 2 県木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当県木連に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取消し

- 1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木連のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があつたとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があつたとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 県木連は、認定を取り消したときは、【様式5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【様式1-2】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を県木連に提出しなければならない。

附 則 本実施要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 令和2年1月1日一部改正する。

附 則 令和5年3月10日一部改正する。

**【別表】 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者認定の経費**

| | | |
|-------|------------|-------|
| 認定手数料 | 書類審査のみ | 1万円 |
| | 現地審査が必要な場合 | 実費 |
| 管理事務費 | 年額 | 1万2千円 |

注) 認定申請 1 件につき、上記の各費用が必要となります。

なお、管理事務費は、認定日から同年 12 月末までを 1 年分として取り扱います。

【様式1】

| | |
|-------|------------------|
| 新規・更新 | 更新申請者・認定番号 _____ |
|-------|------------------|

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長 様

(申請者)

事業者の所在地：(〒 -)

事業者の名称：

代表者職氏名：

T E L：

F A X：

Eメールアドレス：



県木連の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

| | |
|-------------------------------|--|
| 1. 創業年、従業員数 | 創業年： 年、従業員： 人 |
| 2. 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量 | 主要品目： (樹種と品目) 年間取扱量： (該当単位：m3、トン等) 【別紙1】「取扱予定量」を添付する。(注①) |
| 3. 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 | 【別紙2】の「配置図」のとおり。(注②) |
| 4. 分別管理及び書類管理の方針 | ●基本方針： 分別管理、書類管理の責任者を設置し、県木連の発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範や同証明に係る事業者認定実施要領を遵守し、木質バイオマスの円滑供給につとめる。 (管理責任者の氏名：) ●運営方針： 【別紙3】の「運営方針書」のとおり。(注③) |
| 5. 取得資格等(該当に丸印を付す。) | ①ISO(9000、14000)、②木材業者登録、③県産材取扱業者認定、④合法木材供給事業者認定、⑤間伐材チップ事業者認定、⑥JAS認証(製材、2×4、合板、集成材、保存)、⑦AQ(木質建材認証)、⑧輸出梱包熱処理、⑨しずおか優良木材供給センター認定、⑩その他() |
| 6. 所属する単位木協名 | |
| 7. 認定後の処理(関連ウェブサイトへの情報掲載) | 1) Eメールアドレス(該当に丸印を付す。) ①Eメールアドレスの掲載を希望する ②Eメールアドレスの掲載を希望しない ③Eメールアドレスがない 2) 主たる認定業種(「ひとつ」だけ選択し、丸印を付す。) ①素材生産、②原木流通、③製材、④木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)、⑤木材流通(製材、木材加工品の流通)、⑥木材製品(文具、家具、パレット等)、⑦紙・紙製品、⑧その他、⑨木材全般(①～⑤の業種) |

- (注) ①【別紙1】の間伐材等由来の木質バイオマス又は一般バイオマスであることが証明された木材の「取扱予定量」を添付してください。
②【別紙2】の「配置図」はA4判とし、記載例を参考に「分別管理場所」を明確に記載してください。
③【別紙3】の「運営方針書」はA4判とし、記載例を参考に「申請者独自」の方針を簡潔に記載してください。

【別紙1】

間伐材等由来の木質バイオマス 又は 一般バイオマスであることが
証明された木材の「取扱予定量」

令和 年 月 日

(事業者:)
(住所:)
(管理責任者:)

| 区分 | 製品名 | 数量 (単位：m ³ 、整数止め) |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1. 木材の取扱量（総数） | 原木（原料）入荷量 | |
| | 原木（原料）出荷量 | |
| | チップ等出荷量 | |
| 2. 上記1.のうち、 <u>間伐材等由来の バイオマス</u> である と証明されたもの | 原木（原料）入荷量 | |
| | 原木（原料）出荷量 | |
| | チップ等出荷量 | |
| 3. 上記1.のうち、 <u>一般木質バイオマス</u> で あると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 | |
| | 原木（原料）出荷量 | |
| | チップ等出荷量 | |

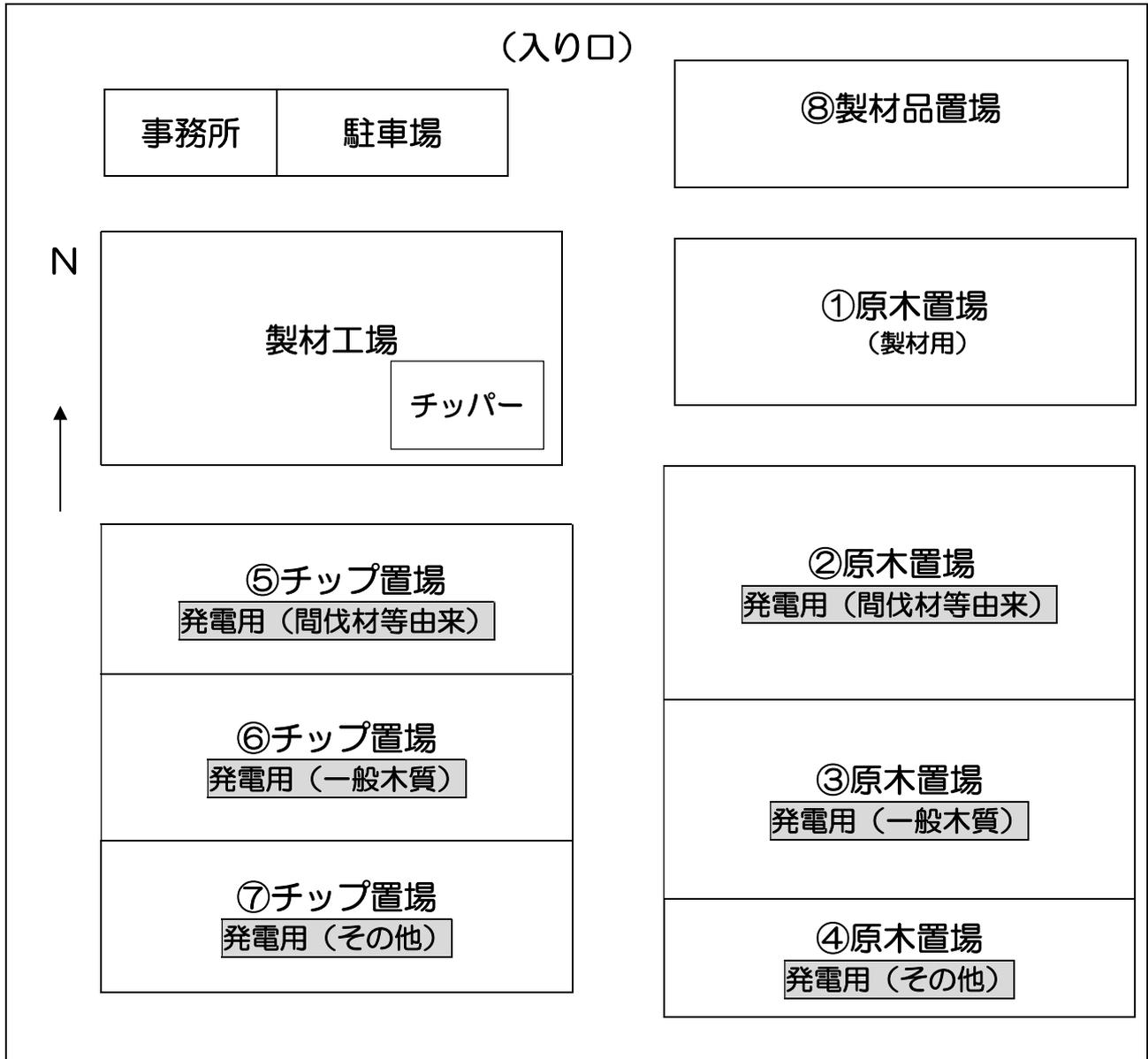
注) ① 1年間の「取扱予定量」を記載してください。
② なお、上記には「リサイクル木材」を含めません。

【別紙2】 製材・販売業者用（例）

「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請
事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

（事業者 : 富士山製材 株式会社 ）
（住所 : 静岡市葵区追手駿府町 108）

（公道）



注) ①この配置図では、「現場における分別管理の実態」、すなわち工場、置場、倉庫等における「発電用木質バイオマスの調達区分（間伐材等由来、一般木質、その他の3区分）」の仕分けを説明してください。

②縮尺は任意で結構です。また、「方位」を入れてください。

（【別紙 2】 の別表）

「発電利用に供する木質バイオマスの証明」に係る事業者認定申請
 事業所の敷地、建物及び施設（土場・倉庫等）の配置図
 （説明書）

（申請者： 富士山製材 株式会社 ）

（住所： 静岡市葵区追手駿府町 108）

（管理責任者： 工場長 杉 次 郎 ）

| 配置図 番号 | 区 分 (原木置場、製品置場、製品倉庫の別) | 管 理 品 (原木・製品の別、品目、産地、仕入れ先等) |
|-----------|---------------------------|--|
| ① | 原木置場 (製材用) | ス ギ丸太 4m (**産) ヒノキ丸太 6m (**産) |
| ② | 原木置場 発電用 (間伐材等由来) | ス ギ丸太 (間伐材等) *m (**産) ヒノキ丸太 (間伐材等) *m (**産) |
| ③ | 原木置場 発電用 (一般木質) | ス ギ丸太 (支障木等) *m (**産) ヒノキ丸太 (支障木等) *m (**産) |
| ④ | 原木置場 発電用 (その他) | ス ギ丸太 (産業廃棄物、一般廃棄物等) ヒノキ丸太 (産業廃棄物、一般廃棄物等) |
| ⑤ | チップ置場 発電用 (間伐材等由来) | ス ギ チップ (間伐材等由来) ヒノキ チップ (間伐材等由来) |
| ⑥ | チップ置場 発電用 (一般木質) | ス ギ チップ (支障木等由来) ヒノキ チップ (支障木等由来) |
| ⑦ | チップ置場 発電用 (その他) | ス ギ チップ (産業廃棄物、一般廃棄物等) ヒノキ チップ (産業廃棄物、一般廃棄物等) |
| ⑧ | 製材品置場 | ヒノキ 柱 *×*×*m ス ギ 板類 *×*×*m |

注)

①簡潔明瞭：

申請書類による「書面審査」のため、申請者の「現場管理の詳細」（どんな製品が、どこに管理されているのか）を「認定審査委員」によくわかるよう簡潔に整理してください。

②分別管理:

発電用木質バイオマスの調達区分（間伐材等由来、一般木質、その他の3区分）、樹種（スギ、ヒノキ、ベイマツ等）、形状（径級、長さ等）、産地（天竜産、大井川産、カナダ産、インドネシア産等）など、現場管理の実態をできるだけ「具体的」に記入してください。

③別表処理：

特に、管理場所が数多くある事業所、管理製品が多岐にわたる場合は、配置図にすべてを書き込みしないで、「原木置場（土場）」、「製品置場（仮置き場）」、「製品倉庫（上屋あり・常時保管場所）」等に区分し、各々が置いてあるのか上記のような「説明書」を別表として添付してください。

分別管理及び書類管理方針書

事業者名：〇〇〇〇〇〇〇〇

住 所：

令和 年 月 日 作成

本方針書は、静岡県木材協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年10月24日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を「分別管理責任者」として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他の木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他の木質バイオマスが混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他の木質バイオマスが混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマスを原料として製造したチップ等、一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、その他の木質バイオマスを原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスのそれぞれに係る原木消費量及び製品生産量を「実績報告」として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう「管理簿を備え付け」適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、「5年間整理保管」する。

以 上

【別紙3】

分別管理及び書類管理方針書（例）

（素材生産者用）

分別管理及び書類管理方針書

事業者名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇

住 所：

令和 年 月 日 作成

本方針書は、静岡県木材協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年10月24日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社の素材生産において、該当する原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、原木部長 駿河太郎を「分別管理責任者」として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・分別管理責任者は、伐採作業に先立ち、伐採届、伐採許可書類等の必要書類により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管にあたっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他のバイオマスが混在しないように、それぞれの保管場所を標識等により明示する。
- ・原木の出荷にあたっては、伐採届出書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるかを証明する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスのそれぞれに係る原木消費量及び製品生産量を「実績報告」として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう「管理簿を備え付け」適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、「5年間整理保管」する。

【様式2】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者認定書

令和 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会長

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの
証明に係る事業者認定申請について、静岡県木材協同組合連合会の事業者認定実施
要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

1. 団体認定番号 :
2. 事業者の所在地 :
3. 事業者の名称 :
4. 代表者の氏名 :
5. 認定の有効期間: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【様式3】 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの
証明書の様式

※流通・加工段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の場合

| | | |
|--|----|-------|
| | 番 | 号 |
| | 令和 | 年 月 日 |

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

○ ○ 様
(販売先)

○○チップ製造事業者：

認定番号：

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス（または一般木質バイオマス）
であり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種：
2. 数量：

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマス
であること、一般木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能
です。

【様式4】 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスである
ことが証明された木材の取扱実績報告の様式

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

間伐材等由来の木質バイオマス
又は一般木質バイオマスであることが証明された
木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定
に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマス
の取扱実績を報告します。

記

| | |
|--|----------------------------|
| 1. 期 間 | 令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日 |
| 2. 木材の取扱量（総数） | 原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3 |
| 3. 2. のうち 「間伐材等由来のバイオマス」 であると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3 |
| 4. 2. のうち 「一般木質バイオマス」 であると証明されたもの | 原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3 |

【様式5】 認定取消通知書の様式

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

様

静岡県木材協同組合連合会

貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、
〇年〇月〇日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

1. 団体認定番号 :
2. 事業者の名称 :
3. 代表者の氏名 :
4. 事業者の所在地 :
5. 取消の理由 :

【様式6】

木質バイオマス証明事業者「認定事項変更届」

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会長 様

認定番号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :



木質バイオマス証明事業者認定事項に次のとおり変更があったので、下記のとおり届出いたします。

| 変更事項 | 変更内容 |
|---------------------------------|---------|
| 事業者の所在地 郵便番号 TEL. FAX. | (新) 〒 - |
| | (旧) 〒 - |
| 事業者の名称 | (新) |
| | (旧) |
| 代表者の氏名 | (新) |
| | (旧) |
| 分別管理者の氏名 | (新) |
| | (旧) |
| その他の事項 | (新) |
| | (旧) |

【様式7】

木質バイオマス証明事業者認定書「再交付申請書」

令和 年 月 日

静岡県木材協同組合連合会 会長 様

認 定 番 号：

所 在 地：

社 名：

代表者職・氏名： ㊦

木質バイオマス証明事業者認定書を紛失（き損）したので、再交付を申請します。

※ 再交付手数料 1,000 円